

**産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
製品安全小委員会
及び 消費経済審議会 製品安全部会
合同会議**

議事録

開催日時：令和7年9月30日（火）13：00～15：00

開催場所：オンライン会議

<出席者>（敬称略、順不同）

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

早川 吉尚	立教大学大学院法学研究科 教授
大下 龍藏	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮 悅子	消費生活アドバイザー
野 祥子	北海道女性団体連絡協議会 会長
藤野 珠枝	主婦連合会
安好 寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所 経済安全保障・デジタル社会研究部 主幹研究員

消費経済審議会 製品安全部会

鷺田 祐一	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
青柳 恵美子	消費生活アドバイザー
大下 龍藏	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
大野 美喜子	産業技術総合研究所人工知能研究センター 主任研究員
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
関 成孝	一般財団法人製品安全協会 専務理事

田辺 恵子 主婦連合会 副会長
南木 みお 南木・北沢法律事務所 弁護士

オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会
オンラインマーケットプレイス協議会
一般財団法人家電製品協会
一般財団法人製品安全協会
全国中小企業団体中央会
一般社団法人日本ガス石油機器工業会
一般社団法人日本玩具協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本リユース機構
一般社団法人日本リユース業協会

<配付資料>

議事次第

委員名簿（産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会）

委員名簿（消費経済審議会 製品安全部会）

資料1 製品安全4法改正を踏まえた制度整備

資料2 製品安全に向けた取組

資料3 消費生活用製品安全法の特定製品及び子供用特定製品の指定について（諮問）

資料4 消費生活用製品安全法の特定製品及び子供用特定製品の指定について（答申案）

<議事>

- (1) 製品安全4法改正を踏まえた制度整備【審議・報告】
- (2) 製品安全に向けた取組【審議・報告】
- (3) 消費生活用製品安全法の特定製品及び子供用特定製品の指定について【諮問】
- (4) 消費生活用製品安全法の特定製品及び子供用特定製品の指定について【答申
(案)】

開会

○森本課長 事務局の経済産業省製品安全課長の森本でございます。

すみません、定刻が過ぎてしましましたけれども、ただいまより産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会及び消費経済審議会製品安全部会の合同会議を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、Teamsによるオンラインでの開催という形にさせていただいております。また、YouTubeにて議事をリアルタイムで配信、公開させていただいてございます。

それでは、開催に先立ちまして、経済産業省技術総括・保安審議官の湯本から挨拶をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○湯本審議官 技術総括・保安審議官の湯本でございます。

本日は御多忙の中、鷺田部会長をはじめ委員の皆様方、また、オブザーバーの皆様方に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃より経済産業省の製品安全行政に対しまして御協力をいただいておりますことを改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、昨年の国会で成立いたしました消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律ですけれども、いよいよ本年12月25日に本格的な施行を迎えます。施行に向けて、引き続き関係者の皆様や一般消費者への丁寧な説明、周知に万全を期してまいりたいと思っておりますが、引き続き関係者の皆様にも御協力を賜れれば幸いでございます。

今回の改正法で導入されました子供用特定製品の枠組みですけれども、既に乳幼児用ベッドと乳幼児用玩具について、これら子供用特定製品に指定する政省令等の改正を行ったところです。本日の審議会では、新たな製品指定につきましても議論いただくことを予定しております。

また、このところリチウムイオン蓄電池の発火事故が発生しております、報道でも繰り返し取り上げられているなど、製品安全に関わる様々な課題も散見されておりますところ、関係者の皆様と連携しながら対策強化に取り組んでいるところでございます。

以上を踏まえまして、本日は製品安全4法改正を踏まえた制度整備、製品安全に向けた取組、そして消費生活用製品安全法の特定製品及び子供用特定製品の指定についての諮問と答申案につきまして御審議を予定しております。

皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御指摘を賜ればと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森本課長 ありがとうございます。

まず開会に当たりまして、今回の議事の進め方及び委員の異動についてお知らせをさせていただきたいと思います。

本日の議事にお示しさせていただいたござりますとおり、本日の合同会議の議題は大きく2点ございます。このうち主要議題、議事(1)の中に消費生活用製品安全法の改正において新設されました子供用特定製品の指定に関することが含まれてございます。指定に際しましては、消費経済審議会に諮問することと法律上されてございます。本合同会議につきましては、消費経済審議会製品安全部会の部会長でございます鷲田部会長にお願いいたしたいと考えておりますので、御了承いただければと思います。

あわせまして、委員の異動について御報告申し上げたいと思います。消費経済審議会製品安全部会及び産構審製品安全小委員会につきまして、本年3月をもちまして古田委員が退任されまして、今回から新たにNITEの大下委員に御参加いただいてございます。また、消費経済審議会製品安全部会につきましては、今回から新たに産総研の大野委員に御参加いただいてございます。

大下委員から一言、御挨拶をいただければと思います。

○大下委員 NITEの大下と申します。よろしくお願ひいたします。

NITEは、経済産業省傘下の行政執行法人として、国の施策についてその執行の一部を担っているところでございます。実際に政策を執行する立場から、消費生活用製品の安全確保に少しでもお役立ちできるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森本課長 続きまして、大野委員からも一言、簡単に御挨拶いただければと思います。

○大野委員 皆さん、初めまして。産業技術総合研究所の大野美喜子と申します。

私は、ふだんは子供の事故予防関連に関して研究を行っているのと、高齢者の、特に製品事故に関する研究に取り組んでおります。これからもこの審議会を通していろいろ勉強させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森本課長 ありがとうございます。続きまして、消費経済審議会製品安全部会の鷲田部会長及び産構審製品安全小委員会の早川委員長から、それぞれ御挨拶をいただければと思います。鷲田部会長、お願ひいたします。

○鷲田部会長 消費経済審議会製品安全部会の部会長を拝命しております鷲田と申します。一橋大学の経営管理研究科の教授をしております。

本日も議事が非常に多岐にわたりますので、てきぱきと進めていきたいと思っておりますが、委員の皆様方の積極的な御発言を強く期待いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○森本課長 続きまして、早川委員長、よろしくお願ひいたします。

○早川委員長 産業構造審議会の製品安全小委員会の委員長を務めております早川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は立教大学で国際司法、国際取引法等の教鞭を取らせていただいておりまして、特に最近ではインターネットの発達によりまして、かつては国内の輸入事業者を介さないと国内に入ってこなかった海外製品が、簡単に消費者の手に直接届くようになっております。そうなってまいりますと、今回の対象になりましたような、日本の中で様々な形で規制や調整によって安全性が図られていたものが、必ずしもそうではないという状況になりまして、こうした新しい状況に対応するために、民間の事業者の皆様の御協力も賜りながら、様々な規制の改正ですか体制の整備というのがなされていると認識しております、今回の製品安全4法の改正については、その1つの到達点であると考えております。

どこから数えるか分かりませんが、数えると10年近くこの製品安全小委員会には様々な形で御協力させていただいておりまして、本法の改正というのも私にとって感慨深いもののがございます。ですので、これを今度は改正ということだけではなくて、インプリメンテーションをしっかりとやっていくということについて、ぜひ皆様の御知見等もいただいて、確実なものにしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森本課長 ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては、鷲田部会長にお願ひいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○鷲田部会長 部会長の鷲田です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

では、まず事務局より、委員の出席状況の報告と議事録の取扱いについて御説明をお願ひいたします。

○森本課長 本日の合同審議会の出欠の状況でございます。消費経済審議会製品安全部会及び製品安全小委員会双方の委員を兼務もいただいている倉貫委員、それから、消費経済審議会製品安全部会の唯根委員、産構審製品安全小委員会の坂本委員、西田委員から

は御欠席の御連絡をいただいております。

また、議事の扱いにつきましてでございますけれども、本日はオンラインでの開催としてございます。また、併せてYouTubeでの動画配信も行っているところでございます。議事の動画につきましては、会議終了後、経済産業省のホームページにて掲載させていただくとともに、事務局で議事録を作成しまして、委員の皆様にも御確認の上、ホームページで公開いたします。

以上でございます。

○鷺田部会長 ありがとうございます。両会とも委員の出席者が過半数を超えておりますので、それぞれ成立することを確認いたしました。

では、続いて、本日の配付資料の確認を事務局より再びお願ひいたします。

○森本課長 本日の配付資料でございますけれども、議事次第及び委員名簿、それから資料が1、2、3、4という形になってございます。委員の皆様には事務局から事前にお送りいたしておりますPDFの資料を御参照いただければと思います。また、説明に際しましては、画面に投影させていただきますので、こちらも必要に応じて御覧いただければと思います。不具合等ございましたら事務局に御連絡いただければと思います。

○鷺田部会長 ありがとうございます。それでは、議事に早速入りたいと思います。

本日の議題は4点ございます。冒頭、事務局から御説明いただいて、その後、出席の皆様から御意見などを頂戴したいと思います。

では、事務局より資料1及び資料2についてまとめて説明の後、議事(3)の諮問について御説明をお願いいたします。

○森本課長 続きまして、事務局、製品安全課長の森本から資料1及び資料2を中心に御説明させていただきたいと思います。

資料1につきましては、製品安全4法改正を踏ました制度整備という内容、資料2につきましては、製品安全4法の改正以外の製品安全に係る最近のトピックをまとめさせていただいてございます。

資料をめくっていただければと思います。製品安全4法の改正の関係、足元の取組状況をまとめさせていただいてございます。2ポツという形で、子供用特定製品の指定の新たな追加という内容で、大きく2つに分けて整理をさせていただいてございます。

資料、ページ3でございます。改正製品安全4法の概要という形でまとめさせていただいてございます。昨年の通常国会で製品安全4法の改正をいただいてございます。その後、

政省令等の関連法令の整備、さらには施行日が本年の12月25日に迫っているということもございまして、乳幼児玩具等の事前届出も先週9月25日に開始をさせていただいてございます。

4ページ目でございます。新しい法律、制度の改正ということもございますので、周知・広報活動が非常に大事になっているということで、経済産業省では、断続的な周知活動、広報活動に取り組んできてございます。各地方のブロック別説明会、さらには直接影響を受ける、また、間接的に影響を受けるような関係の団体を中心に、事業の中身等を詳しく説明等させていただいているところでございます。

また、スライド5ページ目でございますけれども、関係団体経由の説明会に限らず、Q&Aの作成、ガイドライン等の様々な規定類の公開、さらには一般的なリーフレット・チラシ等の作成といったものも断続的に行わせていただいているところでございます。

また今回、改正の内容は国内事業者に限らず、海外事業者にも関係してくるものというところもございますので、英語、中国語といった、外国語での説明資料もホームページ等で掲載させていただいているところでございます。

6ページ目は、そういうものの一例になってございます。足元ではリーフレット・ポスターの公表でございますとか、チャットボットといったものも使った形でのコンテンツの充実を図っているところでございます。

7ページ目でございます。法律改正の中身が大きく2つに分かれてございます。1つ目が、インターネット取引への拡大への対応というのが主な内容の項目になってございます。海外の国内消費者に直接販売を行うケースを規制対象に加えたというのが大きな柱になってございます。海外事業者が国内消費者に直接販売を行う場合は、国内管理人の選任を義務づけるといったような内容になってございます。

また、昨今のオンライン取引の拡大に伴いまして、取引デジタルプラットフォームの提供者といった関係の方々にも一定の法律上の義務を規定させていただいたところでございます。

また、製品安全4法の執行強化という観点から、届出事項の公表制度でございますとか、さらには法令等違反行為者の公表制度も整備をいただいたところでございます。

8ページ目は、先ほどの海外事業者、特に輸入事業者の規制の対象化という形で整理をさせていただいているものになってございます。特に海外から直接日本の消費者に届くようなケースについては、国内管理人をといったところの説明資料でございます。

9ページ目でございます。当該国内管理人に関する細かい義務でございますとか、必要な提出書類といったものも既に整備をさせていただき、公表等をさせていただいているという内容でございます。9ページ目、10ページ目辺りは、そういった内容をまとめさせていただいているものになってございます。

11ページ目に行っていただければと思います。また、先ほど触れさせていただきましたデジタルプラットフォーム、いわゆるオンラインモール、こういった方々への責務という形も明確に規定をさせていただいているものになってございます。一定の問題等が発生した場合の危害防止要請等の措置、さらには協力といったところも法律上規定をさせていただいたところでございます。

12ページ目でございます。施行日12月25日の3か月前、既に9月25日から一部届出の受付を開始させていただいてございます。海外事業者からの届出も先週9月25日から受付を開始させていただいてございます。メールまたは代行申請という形で受付を開始させていただいているところでございます。

13ページ目でございます。連絡不通事業者リストの公表という内容でございます。今回の改正法におきまして、法令等違反行為者、特に法令違反があった悪質なケース、消費者保護の観点から、こういったものの情報をしっかりと公表していこうという形で、法律の第46条に規定をいたしましたところでございます。実際に製安4法執行に当たりましては、こういった法令等の違反を確認する前の段階で連絡が取れずに、違反の有無の確認に困難を来しているといったケースも発生しているところでございます。

今後、オンラインモール上の製品、海外事業者のいろいろな製品も規制対象に入ってくるといったところもございますところ、法律の執行強化を図るという観点から、連絡不通事業者のリストの公表をさせていただきたいという形で整理させていただいてございます。こちらも法律施行に合わせまして、12月をめどに公表していくという段取りを今想定しているところでございます。

14ページ目でございます。もう一つの大きな柱でございます子供用特定製品への製品の指定という内容でございます。改正法におきまして、子供用特定製品の制度を制度化していただいたところでございます。具体的な製品としまして、既に2製品、政令で指定をさせていただいているところでございます。乳幼児用ベッド、それから乳幼児用玩具、3歳未満向けの玩具という形で政令指定を既にさせていただいているところでございます。

15ページ目でございます。1つ目の指定をさせていただいている製品、乳幼児用玩具に

つきましては、今般の改正法におきまして、新しく消費生活用製品安全法の対象に入ってくる製品になってございます。12月25日の具体的な法律の施行に向けまして、現在、関係業界の皆様方中心に説明等をさせていただいているところでございます。

16ページ目でございます。もう一つの製品でございます乳幼児用ベッドにつきましては、現行の消費生活用製品安全法のひし形PSCの対象製品という形になってございます。改正法が12月25日に施行されて以降、1年3か月の経過措置期間を経た後、新しいマークに完全に移行していくというような段取りになってございます。こういった段取りにつきましても、関係業界の皆様方中心に現在説明等をさせていただいて、御対応等をお願いしているところでございます。

17ページ目以降につきましては、今回の新しい制度施行に当たりまして、幾つか規定をさせていただきました特例制度を整理させていただいたものになってございます。製造、製品の出荷の状態を踏まえまして、今般の改正法で規定させていただきました工場情報の届出を不要とする要件といったところでございます。こちらも細かい規定等、既に整備をさせていただきまして、公表等をさせていただいているところでございます。

18ページ目も今回の新しい制度化、特に玩具につきまして製造形態、販売形態を踏まえまして規定させていただきました。運用の工夫をさせていただきました内容になってございます。特に玩具は多種多様な製品がございます。また、そういったものに併せまして、多種多様な製造、販売といった形態を取っているところでございます。こういった形態を踏まえまして、届出をより効率的に行うという観点から、届出事業者の特例的な要件を規定させていただいたものになってございます。

19ページ目でございます。子供用特定製品における中古品の特例という内容でございます。昨今、中古品、リユースの製品の販売といったものもいろいろな商品で広がってきているところでございます。こういったものにつきましても、当然、安全性の観点が重要になってきているというところでございます。

また一方で、中古品の販売の形態を捉えまして、特に包装容器が必ずしも存在しないようなケースも存在しているところでございます。こういった状態を踏まえまして、特定のケースにつきまして、中古品の販売を特例的に認めていくといったような内容を規定させていただいているところでございます。一定の条件の届出をさせていただき、承認をさせていただいたケースを中古品の販売の特例という形で認めていく制度という形でございます。こういったところも細かい規定を整備させていただいて、公表させていただいている

ところでございます。

20ページ目は、さらに細かい手続の内容という形になってございます。本日は参考という形で割愛をさせていただきたいと思います。

21ページ目以降は、子供用特定製品、今回の改正法でつくっていただきました制度につきまして、これまでの2製品に続きまして、新たな製品、2製品を指定したいといったような内容でございます。

22ページ目でございます。子供向け製品の事故の実態といったところを整理させていただいてございます。従前の審議会でもお示しさせていただいている内容と重複しておりますが、ベビーカー、抱っこひも、ベッドガード、乳児用椅子等、重大製品の事故が幾つか起こっているというところが足元の状況でございます。

また、重大製品事故につながらないまでも、実際の子育ての中でヒヤリ・ハット、けがや危ない思いを経験されている子育て世代の皆様方、こういったところもアンケート等で分かっているところでございます。

23ページ目でございます。こういった状況を踏まえまして、新しい制度の構築を果たしていただくとともに、こういった子供用特定製品の新しい制度に対しての指定の考え方といったところも既に御整理をいただいたところでございます。特に2つ目の丸でございますけれども、事故の様子、対応を踏まえまして、安全性の確保が必要と認められる製品につきましては、積極的にこういった子供用特定製品の対象に加えて、検討、指導を進めていくといったところも、国会も含めまして御指示をいただいているというのが現状でございます。

24ページ目でございます。そういった背景を踏まえまして、今回の審議会におきまして乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの2商品につきまして、新たに子供用特定製品への指定という形を取らせていただきたいという形で整理をさせていただいてございます。

乳幼児用ベッドガードにつきまして、重大製品事故という形でここ10年、4件の死亡事故が発生しているところでございます。この4件いずれにつきましても、生後12か月以内、ゼロ歳児の乳児の死亡という形になってございます。製品とベッドの隙間、製品とマットレスの隙間に挟まって窒息というケースが4件発生しているといったところが足元の状況でございます。

また、ベビーカーにつきましては、死亡事故こそ発生してないと承知してございますけれども、転倒、転落といったもので、例えば縁石への乗り上げ、段差への乗り上げ、こう

といった形での負傷事故、また、指の挟み込みによる事故も散見されると承知してございます。

このような状況を踏まえまして、特に誤使用を防ぐ観点から、乳幼児用ベッドガード、ベビーカーにつきまして、子供用特定製品への指定という形に進ませていただきたいと考えている次第でございます。

25ページ目は、細かい規定の内容になってございます。割愛させていただきたいと思います。

26ページ目でございます。乳幼児用ベッドガード、ベビーカーといったものを今後子供用特定製品に指定した以降、細かい技術基準でございますとか様々な表示、年齢表示、警告表示といったところも検討を進めていきたいと考えている次第でございます。

国際規格への整合でございますとか警告表示の在り方、さらには27ページでございますけれども、ベビーカーにつきましては、多種多様な製品が、現在、輸入も含めまして販売されているというような状況でございます。こういった状況を精査するとともに、日本に合った形で一定程度整理をさせていただきまして、規定の細かい検討を進めたいと考えている次第でございます。

28ページ目でございます。今後のスケジュールという形で整理をさせていただいてございます。本日、答申・諮問をさせていただきまして、来年の春頃に政令の閣議決定、公布、それから施行という段取りを念頭に置いているところでございます。また、その間の秋冬を使いまして、細かい規定類の整備等、検討を進めたいと考えてございます。

最後、29ページでございます。さらなる製品の対応の推進ということで、今回俎上に載せております乳幼児用ベッドガード、ベビーカー以外にも、乳幼児用製品で対応が必要なものもあると認識をしているところでございます。ベビーベッドといったものも多種多様な製品が現在販売されつつあるというような足元の状況でございます。抱っこひも、乳幼児椅子といったものも、海外も含めまして安全性の検討が行われていると承知をしてございます。こういったところも今後の検討という形で検討を進めたいと考えてございます。

ちょっと駆け足になりましたけれども、引き続きまして、資料2に進めさせていただきたいと思います。資料2につきましては、製品安全4法の改正内容に係るもの以外の製品安全に向けた取組についてという内容でございます。

次のページでございます。大きく3点のトピックで整理をさせていただいてございます。

1つ目がリチウムイオン蓄電池の製品事故対策という内容でございます。

3ページ目でございます。リチウムイオン蓄電池の事故は、足元の7月、8月だけでも山手線でございますとか新幹線、こういったところの公共性の高い施設でも事故が発生しております、件数は足元増加傾向にあるというような状況でございます。

4ページ目でございます。このリチウムイオン蓄電池の製品事故対策、この審議会でもたびたび御報告等させていただいてきている内容でございますけれども、そういった点につきまして整理をさせていただくとともに、一部対応の強化といったところも今回整理をさせていただいているところでございます。大きく制度面の対応、運用面の対応という形で整理をさせていただいてございます。

5ページ目でございます。制度面の対応、先ほどの資料1の繰り返しになりますけれども、製品安全4法改正をさせていただきまして、海外事業者へ直接販売するケースにつきまして、今回規制の強化というところをさせていただくことになってございます。こういったところで、これまでなかなか手の届かなかったところも含めまして、一定程度、規制の網がかかってくるといったところで、リチウムバッテリーはもちろんのこと、いろいろな製品につきまして、法律の執行面の強化が図られるものというところを期待しているところでございます。

6ページ目でございます。また、モバイルバッテリー等につきましては、電安法の規制の強化といったところも既に進めてきているところでございます。モバイルバッテリー、特にエネルギー密度の高いリチウムイオン蓄電池につきましては、2018年から電気用品安全法の規制の対象に加えるという制度見直しをさせていただいているところでございます。また、あわせまして、それ以降、技術基準の強化といったものも適切に進めているところでございます。

6ページ目、7ページ目、既に報告させていただいている内容でございますけれども、安全規格につきましては、海外規格等の状況も踏まえながら、規制の強化を進めてくるところでございます。

8ページ目でございます。また、電気用品安全法の国の基準に限らず、民間での取組といったところも積極的に後押ししたいということで、参考までに今回資料で掲載させていただいてございます。携帯電話のキャリアの方々でございますとか電気用品のメーカー、こういった人たちがつくられている団体でございますモバイルコンピューティング推進コンソーシアム、こういったところでモバイルバッテリー、その周辺製品といったものの安

全性の第三者認証のシステムも既に構築されて、既に100を超える製品が検査に合格していると報告を受けてございます。こういったところも補完的に進められていることによって、製品安全の輪が広がっていくことを期待しているところでございます。

9ページ目でございます。あわせまして、モバイルバッテリーに続く普及が進みつつある製品といたしましてポータブル電源、モバイルバッテリーより少し大型の、リチウムイオンをはじめとするバッテリーでございます。こういったポータブル電源、アウトドアの活用の拡大でございますとか非常用の対応といった観点から、徐々に普及が進みつつあるという製品になってございます。

こういったポータブル電源につきましても、需要の拡大に伴いまして、製品の普及の拡大に伴いまして、事故も一定程度増えてきているというのが足元の状況でございます。こういったところにつきましても、適切かつ継続的に状況の注視といったものが必要だと考えている次第でございます。

また、このポータブル電源につきましては、10ページでございますけれども、2024年、経済産業省におきまして、こういったポータブル電源の安全性要求事項を既に取りまとめまして、さらには業界団体で現在、JISの原案の作成に向けて活動を行っていただいていると承知をしてございます。こういった取組を進めながら、安全性の確保、さらには状況の注視を進めていきたいと考えている次第でございます。

続きまして、11ページ目でございます。制度面に限らず、運用面の取組という形で整理をさせていただいてございます。本日も参加いただいてございますけれども、NITE、製品安全、特に事故究明というところで活躍をいただいているところでございます。特に小型のリチウムバッテリーは火災が発生してしまいますので、原因究明が非常に難しいところではございますけれども、こういったところの体制の強化も進めていきたいという内容でございます。

12ページ目でございます。あわせまして、広報活動、啓発活動といったものも断続的に進めていきたいという内容でございます。再来月11月につきましては、製品安全月間といったところで、我々製品安全課といたしましても様々な取組を進めていくことを予定しております。特に公共交通機関での事故も何件か発生しているということもございますので、今年度につきましては、こういった電車を含めました公共交通機関での普及啓発活動を積極的に行っていきたいと考えている次第でございます。

13ページ目でございます。また、関係省庁との連携といったものも非常に大事になって

いると考えてございます。消防庁、環境省、消費者庁といったところとも連携を取りながら、安全性の普及啓発といったところも積極的に進めていきたいと考えている次第でございます。

14ページ目でございます。先ほどの法律改正にも関わってくる内容でございますけれども、オンラインの取引が非常に拡大しているといったところでございます。そういう状況を受けまして、ネットパトロールの事業といったところも断続的に進めているところでございます。この製品安全月間の前後3か月を捉えまして、こういったネットパトロールの事業も3倍以上監視対象を増やしまして、徹底的に実施したいというような準備を進めているところでございます。オンライン事業者とも連携を取りながら、違反が疑われる商品につきましても、出品削除要請等を進めたいと考えている次第でございます。

15ページ目でございます。また、このリチウムイオン蓄電池の問題につきましては、私ども製品安全、特に販売だけに限らず、特に処理のところも課題になってございます。経産省の中の担当部署とも連携を取りながら、さらには環境省等とも連携を取りながら、こういった資源循環の取組も併せて進めたいという形で、参考までに資料を掲載させていただいてございます。

16ページ目以降でございます。2つ目のトピックでございます。電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況という内容でございます。電気用品安全法の技術基準の性能規定化の進行状況でございます。

電気用品安全法の技術基準、従前は我が国特有の技術基準を例示基準として、別表という形で電気用品安全法の省令に規定させていただいてきたところでございます。国際基準へのハーモナイゼーションが求められているといった背景がございまして、こういった我が国固有の基準を国際基準に整合した形で整理・統合していくといった作業を断続的にこれまで進めてきているところでございます。

2024年にはアクションシートを取りまとめまして、2028年度を最終的な一本化の期限という形でアクションプランをまとめまして、断続的な作業を進めているところでございます。今、足元、2025年8月末までにおよそ半分程度、一本化の作業が進んでいるところでございます。引き続き、約半分まだ残っているところでございますので、こういった整合作業を進めたいという内容でございます。

18ページ目、細かい内容でございます。本日は割愛をさせていただきたいと思います。

19ページ目以降でございます。3点目のトピックでございます。ガス機器の対応状況と

いう内容でございます。

20ページ目でございます。ガストーチの規制という内容でございます。こちらも製品安全小委員会でこれまで御議論いただきまして、規制対象に加えてきた内容になってございます。携帯液化石油ガス用バーナー、いわゆるガストーチにつきましては、液石法のP S L P G のひし形マークの対象に既に加えて制度改正を行ったところでございます。今年の2月から施行が始まってございまして、現在1年間の経過措置期間に入っています。

既に大手3社につきましては、適合性検査の試験に合格いたしまして、既に一部の製品につきましては、ひし形のP S L P G のマークがついたガストーチの販売が進められているところでございます。

そのほか、幾つかの会社さんが今、既に適合性検査に審査中といったところ、さらには相談等が来ていると承知をしているところでございます。残り半年ほど、経過措置期間が残ってございますけれども、引き続き関係業界とも連携を取りながら、周知・広報活動に努めていきたいと考えている次第でございます。

21ページ目でございます。あわせまして、ガストーチ関係の規制の強化という内容でございます。ガス機器の関係で、最近、様々な製品が販売されているというのが足元の状況でございます。ガスのカートリッジのこんろだけでなく、ストーブを組み合わせたような複合品でございますとか、カートリッジガスこんろといったものも、五徳がついている製品に限らず様々な製品が販売されているというのが足元の状況でございます。

これまでもカートリッジのガスこんろにつきましては、運用という形でこういった製品につきましては規制の対象という形で御説明をさせてきていただいたところでございます。今般、運用だけでなく規定化、具体的には技術基準、解釈通達のほうで、こういったものが制度の対象になっていますといったところを明記していきたいというような内容の御報告になってございます。

具体的な規制化、基準の規定化に当たりましては、電気用品安全法を参考にしながら規定化を進めていきたいといったような内容になってございます。

最後、資料3でございますけれども、先ほど資料1で御説明させていただいた内容を文字にさせていただいた内容になってございます。消費生活用製品安全法施行令を改正いたしまして、乳幼児用ベッドガード、ベビーカーを特定製品、さらには子供用特定製品に指定させていただきたいといったところを、本日の消費経済審議会に諮問させていただくという内容になってございます。

よろしくお願ひいたします。

○鷲田部会長 ありがとうございます。私も拝受いたしました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願ひいたします。まずは消費経済審議会の委員の皆様から御意見等をいただき、その次に産業構造審議会の委員の皆様から同じく御意見等を頂戴いたしたいと思います。その上で、オブザーバーの各団体の皆さんからも御意見があればお願ひいたしたいと思います。

それでは、発言を希望する委員の方は、挙手ボタンを押していただければと思いますが、今日15名の委員の方に御出席いただいておりまして、非常に多くございます。大変恐縮ですが、時間の関係もございますので、お1人3分以内めどということで御発言いただきまと幸甚です。それでは、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

最初ということもありますので、もしよろしければ大下委員、最初に御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大下委員 大下でございます。

最初の4法改正を踏まえた制度整備につきましては、インターネットを介した取引の拡大など、製品安全に関する新たな課題に対応できる制度になったと我々は考えております。製品安全4法の執行の一部を我々は担っている立場としましては、海外の事業者の規制対象化や子供用製品の規制の枠組みの創設によって、より効果的に、効率的に消費生活用製品の安全確保ができるものと期待しているところでございます。また、整備された制度の下で、我々は効果的、効率的に運用できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、製品安全に向けた取組でございますが、最近の事故動向を踏まえた適切な対応だと我々は考えております。NITEは製品事故の調査を実施しておりますが、その中でリチウムイオン電池の事故は燃焼が著しく、原因究明が本当に難しいケースが多いところでございます。しかし、そのような中でも、本質の事故の原因を究明しまして、安全確保につなげていけるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、消費者向けの広報につきましても、引き続き経済産業省と協力しまして、効果的な発信ができるよう努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございました。引き続きまして、神山委員、挙手していただ

いていますので、よろしくお願ひいたします。

○神山委員 神山です。御説明ありがとうございました。

資料1の11ページから13ページにかけてとなります、まず11ページでデジタルプラットフォーム提供者への責務というのが定められて、そして13ページで連絡不通事業者リストの公表という御説明があり、12月をめどに公表ということが決まっておりますが、これに対しての質問です。

連絡不通事業者について、例えはどのオンラインモールに出店していたかという、そのオンラインモールの名前も事業者名以外と一緒に公表したほうが消費者には分かりやすいと思いますが、そのような対応はご検討いただけますでしょうか。お願ひいたします。

○鷲田部会長 ありがとうございます。お答えは後ほどということです。

それでは、続きまして、消費生活アドバイザーの青柳委員、お願ひいたします。

○青柳委員 青柳でございます。

製品安全4法改正を踏まえた制度整備について細かく御説明いただき、ありがとうございました。本当に非常にきめ細かく取り組まれていると思いました。特に18ページのところで、乳幼児用玩具については以下の要件を満たすものについては、製品の安全性に責任を有すべき届出事業者と見なすことにしたという記載がありましたけれども、こうした責任者を追及できる仕組みになったのは、消費者としてはとても安心できるかなと思いました。

資料2の製品安全に向けた取組のリチウムイオン蓄電池の製品事故対策につきましては、先ほどNITEの方もおっしゃっていましたけれども、製品事故の案件を見ていても、焼損が著しくて原因特定には至らなかつたみたいな書きぶりのものが多くて、非常に歯がゆく思っていたのですが、これから事故原因の本質的な解明を目指す体制強化を図ると書かれておりましたので、大いに期待したいと思っております。

あと、13ページのところで、広報をどのようにするかというところで、小学生向けのことは書かれているのですけれども、スマホですとか携帯扇風機とか、結構大手を振って持てるようになるのが高校生なのです。中学生ぐらいですと、まだ学校の中で持ってはいけないとかいろいろあって。なので、中学生、高校生向けの普及啓発はどのようにお考えなのかというのをお聞きしたいなと思いました。

あと、今回の諮問の乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの子供用の特定製品への指定については、もちろん大賛成でございます。

以上です。

○鷲田部会長　　ありがとうございます。手が挙がっておりますね。南木委員、よろしくお願ひいたします。

○南木委員　　御説明ありがとうございました。子供用製品については、前回いろいろな審議したところについて制度が整って進んでいたということがよく理解できました。特に中古品についても、中古品特例という形で別の配慮をしていただいているというのが非常によいと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

また、ネット上で取引される商品についてなのですけれども、海外から輸入したものについては、輸入事業者がいないような場合は、今回新しく国内管理人という制度をつくって、そういう方に連絡などといった対応をしていただくという制度ができているということなのですが、これについては、新しくそういった形で進めるということですので、国内管理人の方がどういう活動をされて、どのようにきちんと安全が担保されるかというところのフォローをしっかりとしていただくことが必要かなと思いました。

あと、皆さんも御発言されているところですが、リチウムイオンに関連した発火事故につきましては、私も製品事故判定委員として多数の事例に接しております。極めて数も多いし、しかも年々増加しているということで、また、リチウムイオンを利用した製品が非常に身近な電化製品で、どのご家庭にも必ずあるようなものということで、その事故、また事故原因については、なかなか調査をしても原因が不明というものが多いということで、私もいつも歯がゆく感じるところが多いのですが、細かい分析調査、これまでのそういう事例の検討を踏まえた上で、適正な規制というのを進めていただきたいと思います。

もちろん、消費者の手に渡る前の規制というのもそうなのですが、一度購入されたものについて、それを廃棄、処理するときにいろいろな事故も起きておりますので、そういうところにつきましても、関係部署との連携を強めていただきて、ぜひ適切な対応をしていただければと思います。本日はありがとうございました。

○鷲田部会長　　ありがとうございます。引き続きまた御意見を賜りたいのですけれども、いかがでしょうか。会場のほうで関委員、お願ひいたします。

○関委員　　製品安全協会の関でございます。子供用特定製品の新たな指定製品の考えについてのコメントをさせていただきます。

まず考え方はこのような形でよろしいと思います。その中で個別の話としましては、ベッドガードはいろいろと事故が多いのですが、製品としてバンパーと呼ばれているものも

包含するような形で規制することが必要だと考えます。

それと、もう一つ大事なことは、このベッドガードというものは、そもそも欧米は当局が使用を推奨していないです。というのは、狭い空間の中で親と一緒に寝るということは、親の体に圧迫されたり、親の寝具で窒息したり、あるいは親が見てないときに落下するという事故があるからです。そういうことで、安全基準があれば安全だというような誤解を与えないような周知が大事であると考えています。

次に、小型のベビーベッドと言われているもの。これは形としては小型ですが、決して大きさで定義されるものではなくて、生後5か月ぐらいまで、つまりまだ自分でつかまり立ちができない範囲の中において使われるものですので、その誤解がないようなネーミングが必要であるというのが1点。

アメリカにおいては、この規制の中においてベッドインベッドを包含した上で、それを規制するような形になっています。ベッドインベッドはリスクが大変高いです。安全基準をベッドインベッドに設定するのは非常に困難な製品なので、これについても、それらの対応が必要と考えます。

それから、基準について、欧米の基準もなるべく使っていこうというのは大事な考え方だと思いますが、その一方で、玩具と違って、それぞれの基準において日本の国内での状況見たときに、プラスマイナスがあり得るので、そこを考えたほうがよろしいと思います。例えば、ベッドガード。イギリスの基準には、日本で非常に心配されるような危険な隙間を確認する試験項目が入っていないです。他方で、アメリカの基準にはベッドガードの高さについての基準が入っていないです。これは双方を補うような形での運用が必要と考えます。

それから、ベビーカーは、欧米においても指挟みについての基準はあるのですが、これはあくまでも子供が座った状態で、手の届く範囲しか見ていません。日本においては、製品の折り畳みをする際の指挟みというものが非常に大きなリスクとして認識されて対応されていますので、より広い範囲をカバーするような指挟みの要件というが必要となると考えています。

それから、3点目なのですが、子供用特定製品に関して、中古品対策というのは法律の枠組みに入っているのですが、玩具では、そのような考え方というのは確かに意味があると考えますけれども、育児製品においては、中古品対策をこのように出していることは適当ではないと考えます。

なぜならば、海外において、新たな基準が定められたときは、中古品も含めて新しい基準に合致していることを求めるのが一般的です。特にアメリカにおいて、2011年にベビーベッドの基準が変わったときには、このことが非常に強く言われました。なぜかというと、ベビーベッドの実際の事故を見ると、10年以上とか非常に長く使われた製品において、がたつきとか緩みが発生して、それが事故につながり、死亡事故にもつながっているというケースが非常に多かったからなのです。

ということで、この中古品特例の育児製品については、ちょっと考え直していただく必要があろうかなと思います。

以上です。

○鷲田部会長 ありがとうございます。多岐にわたる御指摘ありがとうございます。

引き続き、もしよろしければ、田辺委員、よろしいでしょうか。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願ひいたします。御説明ありがとうございます。

このたびの改正製品安全4法が12月に施行されるということで、子供用特定製品及び海外事業者に対する規制がこのたび明確にされたことが、消費者が商品を利用する上で安全性の担保になるということで大変期待しております。

それから、リチウムイオン電池に関しましても、廃棄等に至るまで適正な処理がされて、製品事故等が少しでも抑制されるようにと願っております。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。次に大野委員、いかがでしょうか。

○大野委員 ありがとうございました。私もふだんこれまで、特に子供の事故に関してはいろいろな事例も見てきて、今回の改正で本当にいろいろな状況がよくなるということに大きく期待したいなと思いました。

1つ、多分御説明の中にあったかもしれないですが、私の勉強不足だと申し訳ありませんけれども、この乳幼児用玩具は、3歳未満向けのおもちゃが対象ということだったので、基本的には企業側がこの製品は3歳未満向けと定義した年齢で規制がかかるという方法だと思うのです。私が研究を進めていると、子供向けではない製品でも、子供が重傷な事故を負うということもあるので、これから検討されていくことだと思いますけれども、そういう子供の事故のデータに基づいて、規制の対象となる製品も広がっていくことに期待したいなと思いました。

○鷲田部会長 ありがとうございます。それでは、次に産業構造審議会の委員の皆様からも引き続き御意見をいただければと思います。お手を挙げていただけますと大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。それでは、山内委員、よろしくお願ひいたします。

○山内委員 ポイントを突いていて、手短に。全般的に、非常に精緻に制度設計くださいまして、ありがとうございます。

意見にすぎないのですが、私が特に着目いたしましたのは、資料1の13ページにある連絡不通事業者のリスト公表というところでございます。ここに書いてある法執行の担保強化とありますとおり、海外事業者においては、なかなかそういったところでサンクションが難しいところをこういった形で公表される。そうすると、大手のしっかりとしたモールさんは、その業者との規約や契約違反だということで、場合によっては、その業者をモールから除去できるということで、いろいろと民間の力も活用しながら効果的に法律執行ができるいくすばらしい制度だと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、釘宮委員、よろしくお願ひいたします。

○釘宮委員 御説明ありがとうございました。私から2点、意見を申し上げたいと思います。

まず1点目は、子供PSCマークの指定です。今回ベッドガード、ベビーカーを新たに指定に含めるということで、これは大変画期的なことだと思います。ただ一方で、今後EC取引がますます進展していく、それから日本人の生活様式の変化というのも起きてくると思います。

そのようになりますと、これまで日本であまり使われてこなかったような製品が、海外で事故が起きているような商品であっても使われていくようになる可能性があると思います。その1つが、例えばベッドガードをあつたりすると思うのですけれども、今般それが子供PSCマークの対象になってくるということで、これは第一歩としてあるべきことだと思うのです。

ただ今回、それが指定されることによって、対象年齢と警告の表示がしっかりと表示されるようになる、周知されるというところ、ここは運用面でしっかりとやっていく必要があると思いますし、また一方で、この警告表示だけで実際に事故が防げるようになるのかというところも1つ確認をしていかなければならぬのではないかと思います。

例えば、ガイド51のスリー・ステップ・メソッドというものにおきましては、本質的安全設計があつて、保護装置があつて、そして表示があるということで、表示というのは本当に最後の手段ということで、それがあるからといって安全性が担保されるというものではありません。ですので、今後の事故の発生状況ですとか、そういうものによりまして、さらに規制を強化するですか、場合によっては提示をしていくことも必要かもしれません。また、ベッドガード、ベビーカーだけではなく、ほかのいろいろなそういった子供用製品についても対象を広げていくということもスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、モバイルバッテリーについてです。これにつきましては、規制が強化されることで、今後の供給というのは改善されていくと思います。しかしながら、現在市場にあるもの、また、現在使われているものが発火する状況というのはしばらく継続をしていくと思われます。そこで必要なのは、1つはリコール、回収をしっかりとやっていくということ、あとは注意喚起が同時に伝わっていくようにするということ。また、廃棄につきましても、別の審議会等で審議が進んでいるようすすけれども、これもしっかりと運用されていくようになるところが望ましいと思います。

また、これはあくまでもジャストアイデアですけれども、例えば何か買い替えというようなことで、これからより安全な製品が出てくるということであれば、そういった古い製品を持っていったら何か割引が受けられるとか、そういった形で市場にある製品が自動的に回収されていくような、そういった仕組みも考えていただけるといいのかもしれないと思いました。

以上でございます。

○鷲田部会長　　ありがとうございます。引き続きまして、遊間委員、お願ひできますでしょうか。

○遊間委員　　御説明ありがとうございました。制度の整備についてでございますが、事前にお伺いしましたところ、海外事業者向けの説明会でも、輸出元として多い中国の事業者様もたくさん参加されたということで、周知が進んでいることを実感させていただきました。

e-Govやメール等で電子的に申請できることも、海外事業者様にとってよい運用になっているのではないかと思っておりますが、一方でe-Govサイトにつきましては、電子署名など、慣れていない方には非常に難しいところもございます。きちんと申請していただく

というのが大事でございますので、海外事業者様向けのサポートや、サイトのユーザビリティー向上にも配慮いただきたいと思っております。

もう一点、国内管理人についての御質問なのでございますが、日本語能力を有するという条件が付与されているということですが、例えば日本語能力試験のレベル幾つ以上など、具体的な指標が設定されているのでしょうか。教えていただければと思います。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。引き続き御意見をいただければと思いますけれども、もしよろしければ、野委員、いかがでしょうか。

○野委員 野です。

私のほう、特別、意見はないのですが、子供用のベッドや何かの中古のものもいろいろ説明いただいて、安全に使えるようになっているようなので、安心して聞いていました。あと、モバイルバッテリーとかスマートフォン、加熱式たばこの機械なのですが、一般家庭ごみとして出せないことになっていると思うのですが、早く事業者のリサイクルが進めばいいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○鷲田部会長 ありがとうございます。それでは次、いかがでしょうか。藤野委員、もしよろしければ、いかがでしょうか。

○藤野委員 主婦連合会・藤野でございます。御説明ありがとうございました。

私も今回、かなり突っ込んだところまでの規制ができまして、ありがたいことだと思っております。

この製品安全4法があるということが、またそれがさらに広報される、周知されその内容がしっかりと浸透していくことがとても大事なことで、日本の強みというか、しっかりと広まってこそそのものだと思うのです。この周知をさらにしていただき、活用していただきたいと思っております。

また、資料2でいいますと、モバイルバッテリーのことは皆さんがおっしゃってくださっていますが、私は先日、京浜東北線の電車の中で、また、地方に行った際の地方の新幹線の駅で、国交省からのお知らせということで、モバイルバッテリーの扱いについて十分気をつけるようにということをアナウンスで聞きました。こうやって日本は、国を挙げてモバイルバッテリーの取扱方法や危険性を周知していこうとしているのだなというのを感じました。

そして、今回の資料を見ますと、また、テレビのニュースとかでも見ましたが、使用後

のモバイルバッテリーを回収することを義務づけると各市町村にしっかり託していまして、資源循環につながるということまで言っています、事故が多いことは困ったことではあります、資源循環——ちょっと時遅しというのもありますが——までしっかりつなげていただけるということがよかったですと思っております。これらがしっかり回ることを願っております。

以上でございます。

○鷺田部会長　　ありがとうございます。次に、もしよろしければ、安好委員、いかがでしょうか。

○安好委員　　安好でございます。御説明ありがとうございます。私からは、子供用特定製品について2点お話をさせていただきます。

まず私どもが主催しますアワード、キッズデザイン賞におきましても、子供の事故防止に関する製品が本当に多く受賞をしております。今回指定の乳幼児のベッド、玩具なども毎年多く受賞されておりまして、子供用製品ではございませんけれども、例えば窓、ベランダからの転落防止とか、ブラインドのひもによる首絞まりの防止といった作品なども多く受賞しています。

こういった中、今回の改正を端緒として、子供の事故防止に資する新たな受賞作品が生まれていくものと期待しております。それらの作品をしっかり世の中に周知をしていきたいなというようにお話を聞いて思っておりました。また、子供PSCマークの生活者への認知、周知なども一緒に協力できないかなとも考えております。

2番目は、今後のお話として、22ページ以降に記載がございますけれども、ベビーカー、ベッドガードの指定の追加、それから抱っこひも、乳幼児椅子の指定の検討をされると記載がございました。御検討いただき、ありがとうございます。

子供の重篤な事故といいますのは、例えば転落、窒息、溺水というようなものも考えられますので、今後、遊具、あるいは大型の遊具、あと水の遊具なども指定の追加を御検討いただければ幸いかなと思っております。

以上でございます。

○鷺田部会長　　ありがとうございます。それでは、会場、早川委員、お願ひいたします。

○早川委員長　　早川でございます。製品安全小委員会の先生方、いろいろと御意見いただいた、ありがとうございました。

私からは1点でございまして、私は国内の輸入事業者を通じないで海外事業者から危険

な製品が流入するという状況から、どうやって日本の消費者を中心とした利用者を守っていくかというところに非常に問題意識があったもので、今回の海外事業者からの届出制度というものは非常にすばらしいものだと思っておりまして、国内に代理人が確保されて、そちらに日本の消費者が、あるいは当局が連絡できるような体制を置くというのは非常に重要だと思っております。

問題は、先ほども御指摘がありましたけれども、日本の国内の代理人と受け皿となるような方々が現実にいらっしゃるかと。そこがないと、例えば海外の方で国内代理人を置きましょうといっても、一体どこの誰に、どのように依頼すればいいのかというところでつまずいてしまって、結果的に絵に描いた餅になるというのは非常に惜しいので、その実現ということにぜひ注力いただければと思っております。

その観点から申し上げますと、実はもう25日から事前の届出が始まっていると聞いていますけれども、まだ5日ぐらいしかたってないのですが、実際この辺、もう既に受け付けられたものがあるのか、あるいはまだないのかということも、できましたら教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○鷲田部会長　　ありがとうございました。これで一通り委員の皆様からの御意見等をいただけたかと思います。あとは私だけですが、私は全体の感想になりますけれども、非常に細かい法整備、今できることを何とか進めているという全体の印象を持ちましたので、非常に素晴らしいのではないかなと思いますが、このポータブル電源、L I Bはかなり喫緊の課題で、今の取組も非常にすばらしいのですけれども、まだ不足しているかなという印象もあって、特にほかの委員の方もおっしゃいましたが、リサイクル、廃棄がかなり難しいという話は伺っているので、それを何とかもう少し整備していくべき。

それと原因です。何でここに来て急激にこういう事故が増えているかということで、専門家の方に伺うと、やはり主に中国からの製品が多いのですが、中国国内でのサイレントチェンジのようなことも起こっていると聞きますので、現実に何が変化してきているのかということは非常に足が早い話だと思うのですが、専門家の方のお知恵をいただいて特定していくということが大事かなと思いました。

以上でございます。

それでは、一通り委員の皆様から御意見を頂戴いたしましたので、ここで事務局からのお答えということで進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森本課長　　製品安全課長の森本でございます。様々な御意見、コメント、また、激励

のコメントも含めましていただきまして、大変ありがとうございます。かいつまんで、順次お答え等をさせていただければと思います。

神山委員から御指摘がございました連絡不通事業者のリストの関係でございます。現状は今、事業者名を中心いたしまして、幾つかの項目を公表する予定にしてございまして、具体的には事業者名、法人番号、掲載日等、非常にシンプルなリストを掲載するといったところを予定してございます。

委員から具体的なオンラインのどこかという御指摘でございますけれども、恐らく大半のケースが複数のオンラインモールで販売しているといったケースも想定されるかなといったところを想定してございまして、具体名があるというよりかは、むしろ名前が載ることによっての効果といったところを制度としては期待しているところでございます。

また、こういった情報を経由して、我々も昨今、主要なオンラインモール事業者とは密にやり取りを今させていただいてございますけれども、こういったリスト化を通じて彼らとも連携を取りながら、オンラインモールサイドでのアクションといったところも期待しているところでございまして、まずはそういったところのリスト化を進めて、状況を見ながら、今後の改善等はまた別途検討させていただければと考えている次第でございます。

このリスト自体は、必ずしも法令に基づいた制度でもないといったところもございますので、まず連絡を取りたいといったところの私どもの意思表示という形で進めていきたいと考えている次第でございまして、制度の趣旨も踏まえながら対応を取っていきたいと考えてございます。

それから、青柳委員から御指摘をいただきました中学生向け、高校生向けの啓発、周知といったところの御意見があったかなと承知をしてございます。この世代は非常に進んでいます、例えばSNSによる情報の発信といったものを、ある意味一般的な大人で、普通に生活している方々よりもよく触れているかなといったところを感じている次第でございます。また、電車等の公共交通機関での移動といったものも、日常的に行っている世代かなと承知をしています。

そういった意味で、我々はもちろんこういった小学生向けのコンテンツは整備をさせていただいてはいますけれども、今の時代に合わせた形のコンテンツの整備、むしろこういったものが期待されていると承知をしております。今日ちらっと別のところで書かせていただきました、例えばチャットボットみたいな仕組み、これも正直、役所で私などのオールド世代が生活をしていると、なかなかこういったものをぱっと思いついたりはしないの

ですが、今の若い世代の人たちは、むしろこういったものが重要だといった御指摘をいただきます。こういったところも通じながら、中高生含めた若年世代へのアプローチもしっかりやっていきたいなと思っている次第でございます。

それから、関委員から幾つか御指摘をいただいたかなと承知してございます。特に関委員がまさに専門でこういった部分をやられているといったところもございまして、様々な基準類の今後の検討につきましては、ぜひうまく連携を取らせていただきまして、特に海外とのハーモナイズ、国内での独自の基準といったものも一方では必要になってくるかなと承知をしてございまして、海外と合わせるところ、日本独自でつくるところ、こういったところの選別も含めまして連携を取って、今後の細かい基準づくり、それから表示の在り方を議論させていただければと考えてございます。

また、中古品特例でございますけれども、こちら今、現行は2製品、乳幼児用玩具と乳幼児用ベッドが対象になっています。主に玩具を想定してつくってきた制度ではございますけれども、制度上はこの2つの製品に対しての特例措置という形で制度設計したものになってございます。実際には届出があった上で承認をするというプロセスになってくるわけでございまして、個々の製品の状況を見ながら、今後判断をしていきたいと考えている次第でございます。

○森本課長 そういう意味では、今の制度上子供用特定製品として指定されている乳幼児用玩具、それから乳幼児用のベッドが対象になってきているわけでございますけれども、個別の承認という形で、私どもで審査をさせていただいて判断していくという形を取ることを想定してございます。特定のものを除くといったところは、現状、想定していないというところでございます。

遊間委員から御指摘がございました、国内管理人の要件のところでありました日本語の能力のところでございますけれども、日本語検定という話が、何か規定があるわけでは必ずしもございませんが、我々のこの4法の執行に当たってのコミュニケーションが取れるものということで、日本語でのコミュニケーションが取れるといったところを要件とさせていただいてございます。

なので、一定程度日本語でやり取りができる、例えば電話でやり取りができる、メール等でやり取りができる、こういったところは必要な能力、必要な条件と理解をしてございまして、そういう形での運用を図っていきたいと考えている次第でございます。

早川委員から御指摘がございます事前の届出の状況でございますけれども、先週木曜日

から届出を開始してございまして、現時点で届いている届出、主に玩具の関係の事前の届出というものが、地方局も含めまして60件程度届いていると報告を受けてございます。まだ国内管理人等の海外関係はまだゼロ件と聞いてございまして、この辺りは今後の普及啓発も含めてしっかりとやっていきたいと考えている次第でございます。

多分、その他幾つか意見的なところもいただいたかなと思ってございますけれども、1点だけコメントさせていただければと思います。釘宮委員から御指摘をいただいた点と、まさに安好委員からコメントのあった点、結構通じるものがあるかなと理解してございまして、この製品安全4法でございますけれども、まさに規制という形で安全を確保していくという形の、まさにこの規制を私どもは担っているわけでございます。もちろん、こういった規制の方法による安全設計でございますとか、表示でございますとか、対策を取っていくというところは、もちろん非常に重要な柱の1つになっていると理解してございます。

一方で、今日も資料の中でいろいろ触れさせていただいてございますけれども、様々な普及啓発でございますとか、あとは民間の事業者の取組といったものも当然併せて必要になってくる措置だと理解をしてございます。そういう意味で、子供用製品でございますとか乳幼児用製品、まさに安好委員が取り組まれているような、こういったキッズデザインを普及する取組といったところも相補的な形で、非常に重要になってくる取組と承知をしてございます。

そういう意味で、こういった規制はもちろんのこと、皆さんお普段活動されているような取組もまた連携を取りながら製品安全の取組をさらに進めていかなければと考えている次第でございます。

取りあえず、私からは以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、オブザーバー団体の皆様からの御意見等あればお願ひいたします。発言を希望する方は挙手ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。——特にオンラインショッピング等に関しましては、責務等も法改正で入りましたので、結構インパクトがあるのかなと思いますが、何か御意見、御質問等ございませんか。それでは、JOMCの片岡様、よろしくお願ひいたします。

○オンラインマーケットプレイス協議会 オンラインマーケットプレイス協議会の片岡です。御説明ありがとうございます。

御説明いただいたものについて何か反対があるわけではなく、今後このいろいろな改正、あるいは事業所の公表といった取組もなされるということですので、オンラインモールとしては、いろいろな情報を基にマーケットプレイスから、製品安全上、問題があるものを速やかに除去したり、あるいは出店者に注意喚起したりということを協力しながらできたらと思っておりますので、先ほど経産省の方からもありましたけれども、密に連携しながら、よい形を探ればいいなと思っております。

1つ懸念というか、ぜひお願いしたいなと思っていますのは、なかなか密に連携が取れないプラットフォームも、特に海外のプラットフォームなどだとあると思いますので、そういういたところで問題が生じているようであれば、どういうことが追加的にできるか考えていっていただければなと思っております。

以上です。

○鷲田部会長 ありがとうございます。お答えはまた後ほどということで、ほかに何か。日本リユース業協会の伊藤様、お願ひいたします。

○日本リユース業協会 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

私たちからは、まさに販売事業者として経済産業省様とも連携しながら、今回の指定について対応等々について説明会も開催をさせていただいたところでございますので、これについてはまた事故が起きないように、肃々と徹底して進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

今後さらに特定の製品の指定ということが出てくるかと存じますので、その際には、ぜひ私たちの業界にも御相談をいただければ助かります。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。あとは玩具、乳幼児向けの商品についての法改正等があったわけですけれども、御意見などございませんか。それでは、日本リユース機講の船崎様、お願ひいたします。

○日本リユース機構 御説明ありがとうございました。日本リユース機構の船崎でございます。

先ほど御説明があった資料2の9ページ目のポータブル電源についてですけれども、私どもの加盟事業者の中古品販売店においても、ポータブル電源の市場拡大とともに中古品の取扱いが年々徐々に増加していると聞いております。これらの製品を二次流通させる上で、メーカー側で製品の耐用年数を設定しているのかということと、そもそも二次

流通に適さない製品なのか、こういったところをリユース事業者としてはどのように取り扱っていくべきかということを、ポータブル電源の業界団体様であったり、メーカー様の見解というのをぜひ御確認いただきたいなと思っております。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。大丈夫ですか。何か御懸念等ございましたらと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、今オブザーバーの団体の皆様からいただいた御意見、御質問等に対して、事務局から御回答、補足説明などお願ひいたします。

○森本課長 ありがとうございます。片岡委員からコメントがございました海外のプラットフォームの関係でございます。確かに一般論で申し上げるとなかなか難しいところではございますけれども、幾つか今回の法改正に当たっても、国内で活動されている、どちらかというと海外発でありながら、日本国内でも販売をされているオンラインマーケットの方々にはなりますが、こういった大手の皆様のところには積極的に連携を取らせていただいてございまして、もう既に日本の皆さんも御参加いただいているけれども、プレッジ制度への加入なども含めまして、今そういったところの拡大を積極的に努めているところでございます。

こういった形で、地道な活動にどうしてもなってしまうかなといったところではありますけれども、一つ一つ着実に進めてまいりたいなと考えている次第でございます。特に海外、同じく行政当局の皆さんには結構悩んでございまして、私もこちらに着任してからアメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア、あとアジアのほかの国の幾つかと意見交換もさせていただきましたけれども、皆さん一様に、海外からの製品の流入のところでの安全性の確保に、実はみんな非常に頭を悩ませているといったところ、共通の課題としてみんな持っているところでございます。こういったところとも連携を取りながら、何か具体の方策、さらには国内外の連携といったところを進めていきたいなと考えているところでございます。

それから最後、船崎さんからコメントがあった点でございます。今すぐダイレクトに私もお答えを持っているわけではないのですけれども、二次流通につきましては、何か耐用年数等が定められていることは恐らくないのではないかなどと思いますが、ちょっとファクトを確認させていただいて、またお答えをさせていただくとともに、まさに今日の資料にも掲載させていただきましたが、ちょうど協議会という形で、まさにポータブル電源の安

全性の対応、それから基準づくりといったところの取組を今進めている真っただ中でございますので、こういったところとも何か連携を取るような形を、後ほどまた御相談等させていただければと思います。

以上でございます。

○鷲田部会長 ポータブル電源に関しては、モバイルバッテリーのような比較的小型で持ち運びがしやすいものと、この資料に出ていますかなり大型なものは随分違うのかなと思うのですけれども、協会のほうにはどちらもカバーしているという感じなのでしょうか。

○森本課長 まさに商品としては違ってきているといったところがありますので、それぞれの観点での対応が必要になってくるかなと理解をしてございます。

恐らく船崎さんから御指摘のあったところは、大型というほど大型ではないと思うのですけれども、いわゆる我々が手元で運べるようなポータブルというよりか、もう少し大きいものを想定されておっしゃっているのではないかなということだと理解しましたけれども、そういうことですよね。

○日本リユース機構 はい、さようございます。

○鷲田部会長 あと、片岡さんから御指摘があった、海外のプラットフォームで問題の多いところというのは、これ、早川委員、ある程度分かるものですか。海外のプラットフォーマーで、一般論として問題が多いというところは。

○早川委員長 1つ消費者庁でも、いろいろ苦情等を国民生活センターですとか、国民生活センターだったら、C C J と言われているクロスボーダーコンシューマー・センター・ジャパンとかでいろいろな情報が集まっているので、そこと連動していくと分かると思いますし、パトロールでも、一応11ページのほうでも、日本の消費者向けに取引の場を提供しているか否かで判断で、具体的には日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送を確保しているか、日本円での価格表記があるかなどの総合勘案で判断ということですので、クリアカットがないのは間違いないですが、ここは日本の消費者を現実に対象にしていて、また、消費者庁等の、あるいは国民生活センターその他のクレームなどを見たときに、どう考えてもここには協力してもらわないと困るねというのを把握できるようにも思いました。

私から追加で1つよろしいでしょうか。海外の事業者の方が国内代理人を選定して届出をするときにどのようにやるのかなと思いましたら、経産省の中で海外事業者向けの英語版サイトとかあるのですけれども、そこに幾つか添付しなければいけない書類があって、

それは様式3—2とか3—3という形で用意されているのですが、それがどこにあるかを探すのが、今のウェブサイトからいくとなかなか難しいかもしれないと思いまして、そういうやっているうちに、皆さん忙しいので次の日にしようとか、後回しということがあるので、恐らくまずここを見て、これとこれをやればもういいのだというのがあるとか、ウェブサイトの立てつけ等、様式とかのダウンロードがもうここで全部できるとかというようなことをちょっと工夫すると、先ほどまだゼロ件という話でしたけれども、もしかしたらちょっと件数が増えてくるのではないかと思いました。

私が成り代わったつもりで今ずっとやっていたのですけれども、探すのがちょっと難しいかなと思っていまして、私の探し方が悪い可能性もございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。

あと、本日はガス機器などについての御議論もあったのですけれども、オブザーバーの方で何か御懸念とか御質問とかはございませんでしたか。大丈夫ですか。——それでは、皆様、本当にありがとうございました。非常に活発な御意見等いただきましたけれども、皆様の御協力のおかげで非常に効率的に議事を進めることができました。全体を通して何か補足の質問、御意見等ございますか。大丈夫ですか。

最後に議事(4)、消費経済審議会からの答申についてに移ります。本日の御議論を踏まえまして、事務局の提案のとおり、具体的には乳幼児用ベッドガードとベビーカー2品目について、消費生活用製品安全法の特定製品に指定すること並びに子供用特定製品に指定することを消費経済審議会として答申することとさせていただければと思います。それでよろしいでしょうか。なお、本日御欠席の倉貫委員、唯根委員のお2人からも特段の異論はいただいていると御報告を受けております。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特段の御異論がなければ、それでは原案のとおり、当部会の答申ということでまとめさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、これで予定していた議事はおおむね終わりましたが、全体を通じて何かございましたら、御意見等、どなたでも結構ですのでいただければと思いますが、いかがでしょうか。リモートで御参加いただいている委員の皆様もいかがでしょうか。あるいは、オブザーバーの皆様はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、関委員、お願いいいたします。

○関委員 このベッドガードなのですけれども、法律的な網をかけるという観点で、乳

幼児用という形で名前が使われていることについての理解はするものですけれども、実はこのベッドガードで一番事故が多いのは、本来18か月以上の1人でベッドに乗り降りできる子供を対象としたものであるにもかかわらず、ゼロ歳児に対して使われて、その窒息事故が多いということなのです。

なので、製品として使うときに、乳幼児用ベッドガードという名前が使われないようにしたほうがいいと思います。法律上の網のかけ方としては分かりますが、製品はあくまでも幼児用のベッドガードとしたほうがよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○鷲田部会長 先ほど、もう一つ別の名前の小型ベビーベッド、この名前もちょっと注意が必要ではないかと。

○関委員 少し工夫したほうがよろしいかなと思います。

○鷲田部会長 これについてはいかがですか。

○森本課長 乳幼児用のベッドガードにつきましては、事故のところについては我々も御報告をさせていただいたとおりで、ゼロ歳児、12か月未満の乳児が死亡するという事故だというところで承知をしているところでございます。

逆に私ども、そこを踏まえまして、今回政令の指定では乳幼児用ベッドガードという形でさせていただいているものになってございます。むしろ我々が対象とする消安法の規制のほうで、乳児を対象としたベッドガード、そういうものを概念として含めた上で、18か月未満の乳児には使用しないことといったところを、警告表示等でしっかり義務づける形を取っていきたいといったところを想定しているところでございます。

逆に、幼児用ベッドガードという形で規定してしまいますと、乳児のベッドガードが規制の外という形での運用になってくると理解してございまして、そうすると、規制の網がかからないという形にもなってくると承知をしてございまして、そういうところを、むしろ事故の状況を踏まえて、考えているという次第でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。あとはございますでしょうか。ほかの委員の皆様、全体を通じてございますか。大丈夫そうですか。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。皆様、ありがとうございます。

最後に、事務局より次回の開催日程や今後の進め方などについて御説明をお願いいたします。

○森本課長 本日は委員の皆様方、それからオブザーバーの皆様、貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。本日も多岐にわたる内容、特に法改正周り、オンラインモールの関係でございますとか、あとは子供製品についての安全性、それからリチウムバッテリーの関係等を中心に様々御意見をいただいたところでございます。こういった意見を改めて咀嚼をさせていただきまして、対応が必要なところを含めまして、しっかり対応を取っていきたいと考えてございます。

本日の議事録に関しましては、事務局で作成いたしまして、後日、委員の皆様方に御確認させていただいた上で、ホームページで公表させていただきたいと考えてございます。

また、次回の会合は、現時点で日程をセットしてございませんけれども、いろいろな製品安全をめぐる課題が山積していると承知しております。こういった合同の審議会の形がいいのか、また、個々に開催していくのがいいのかも含めまして、座長、委員長も含めまして御相談させていただいた上で、次回以降、適切な対応を取っていきたいと考えてございます。また御連絡等させていただきたいと考えてございます。

○鷺田部会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会製品安全小委員会及び消費経済審議会製品安全部会の合同会議を終了いたします。

本日は長時間にわたりまして熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

——了——